

令和8年度人吉市立中原小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、人吉市子ども・子育て基本条例を制定し、「子どもの心身ともに健やかに生きる権利が普遍的なものとして保障され、虐待、いじめ等によりそれが侵害されるときは断固たる行動でこれを阻止し、子育て家庭が幸せを感じることができるように、地域社会全体が共に手を取り合って具体的に行動しなければならない。」としている。

学校教育目標のもと、すべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実したさまざまな活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともにいじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義 平成25年6月「いじめ防止対策推進法」より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こり得るものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

3 いじめの防止等の対策のための組織

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当（情報集約担当者）、当該児童の担任、スクールカウンセラー及び学校PTA五役等からなる「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、随時、開催する。

また、いじめで暴力や金銭を伴う事案や法律に抵触する事案が発生した時には、上の委員会、地区担当職員を加えて、早急に情報共有と対応協議を行う。

※令和8年度情報集約担当者・・・内村洋介

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こり得ることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。すべての児童を、いじめに向かわ

せることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、児童に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

(2) いじめの防止等の対策と対応

① 教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さないという確固たる信念を持ち、いじめを見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのために、教職員の資質向上を図る適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者との連携を図り、理解と協力を得ながら取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めてもらうとともに、インターネットやソーシャルネットワークを通じて行われるいじめについても情報を提供し、いじめ防止に向けて効果的に対処できるよう啓発を行う。

② いじめを生まない土壌づくり

- ・児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる学級集団作りに学校全体で取り組む。また、分かる授業づくりや少人数授業など指導・支援の充実を図ることにより、基礎基本を定着させるとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自尊感情を育むことができるように努める。
- ・「善悪の判断」や「命の大切さ」を日々の教育活動の中で指導する。
- ・「いじめは絶対に許されないこと」という認識を児童一人一人がもつことができるよう、道徳の時間をはじめ、学校のすべての教育活動の中で指導を行う。
- ・読書活動、体育的行事、生活科・総合的な学習の時間の体験活動や特別活動の諸活動などで、感動体験を積み重ねていき、心豊かな児童の育成に努める。
- ・見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、「傍観者」としていじめに加担していることを理解させる。
- ・教職員一人一人の言動が、児童の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、言語環境の整備に努めるとともに、児童に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。

③ 児童・保護者の思い

【児童】

- ・友達と一緒に学習したり遊んだりすることがとても楽しいという児童が多い反面、悪口を言われたり、暴力をされたりして嫌な思いをしている児童も少なくない。
- ・言葉遣いが悪く、友達を傷つけてしまう言葉をつい言ってしまい、後悔することがある。

【保護者】

- ・日々の学習や学校生活の中で、命や人権を大切にされた指導を行い、子どもたちの心身の成長につなげてほしい。
- ・いじめに対して、日頃から子どもたちの様子を注意深く観察するとともに、問題が生じた時には、いじめた側といじめられた側からしっかりと話を聞き、適切な指導と家庭への報告をしてほしい。

5 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

(1) 学校全体としての取組

| | | | 児童に直接かかわること | 保護者との連携や依頼内容 |
|-----------------|---|----|---|--|
| ①いじめの未然防止に関すること | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 世の中には色々な考えを持っている人がいることを理解させる。 (道徳・特活) ○ 道徳教育の充実を図る。 (人権教育、情報モラル) ○ 正しい判断力を身に付けさせる。 (道徳・特活) ○ 奉仕的体験活動に積極的に取り組ませる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自分や相手の物を大切に扱う心を育てる。 ○ 携帯電話やインターネット等を使うルール作りを行う。 ○ 日常生活の様々な場面での善悪の判断を育てる。 ○ 地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育てる。 |
| ②いじめの早期発見に関すること | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団から離れて一人で行動している児童へ、声をかけて話をする。 ○ 個別相談やアンケート等を実施して、児童からの情報を収集する。 ○ 自分の持ち物にいたずらがあったら、直ぐに対応し、原因を明らかにする。 ○ いじめ相談電話、いじめ相談窓口を周知する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもとの話をよく聞くことで事実や心情を把握する。 ○ 「いじめチェックリスト」などの活用 ○ 服装等の汚れや乱れに気を配る。 ○ 子どもの持ち物に気を配り、無くなったり、増えたりしていないか観察する。 ○ 悩み事は何でも親に相談できるような雰囲気を、普段から作っている。 |
| ③ | 1 | 被害 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や周囲から聞き取りを行い、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○ 休み時間や登下校時にも教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○ いじめの原因や背景を調査し、抜本的な解決を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○ いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。 |
| | | 加害 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、いじめを阻止する。 ○ いじめの原因や背景を調査し、抜本的な解決を図る。 ○ 関係機関（市教委、カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察署等）と連携をとる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○ 事実を冷静に確認し、子どもの言い分を十分に聞くようにする。 ○ 被害児童、保護者に対して、適切な対応をするように伝える。 |

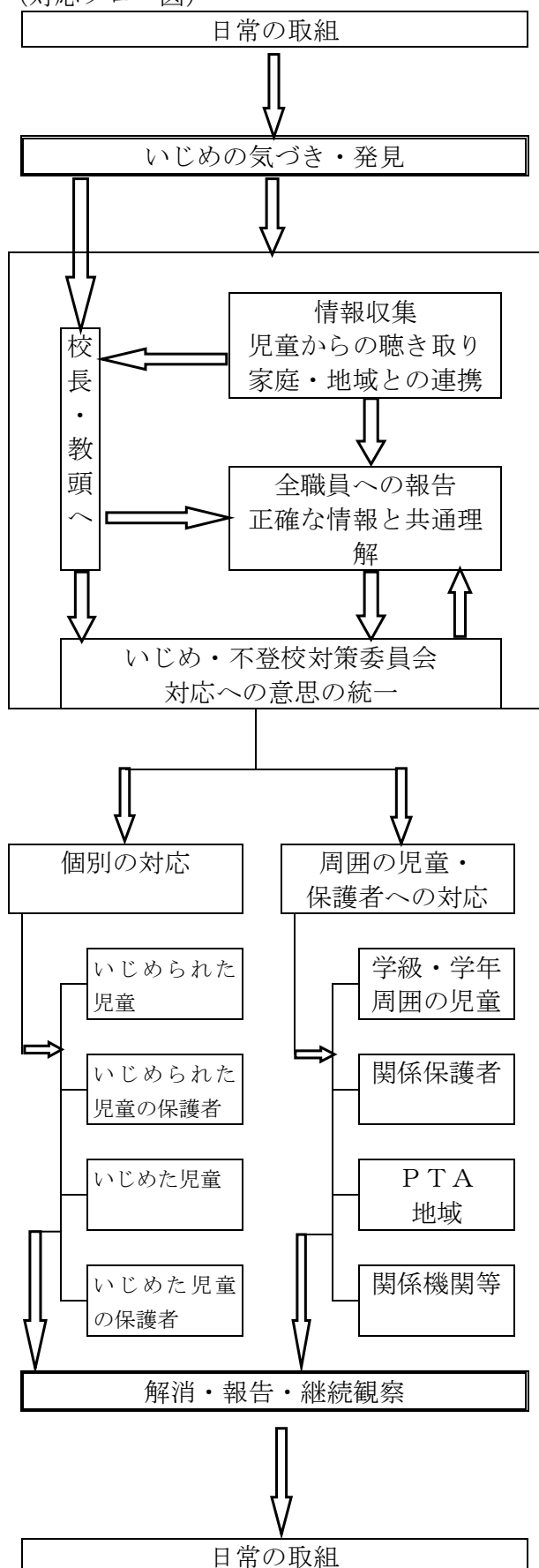
| | | 児童に直接かかわること | 保護者との連携や依頼内容 |
|-----------------|----|---|---|
| 2 暴力を伴わない場合 | 被害 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や周囲から聞き取りを行い、精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○ 休み時間や登下校時にも教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○ いじめの原因や背景を調査し、抜本的な解決を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○ いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。 |
| | 加害 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、いじめを阻止する。 ○ いじめの原因や背景を調査し、抜本的な解決を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○ 事実を冷静に確認し、子どもの言い分を十分に聞くようにする。 ○ 被害児童、保護者に対して、適切な対応をするように伝える。 |
| 3 行為が明確でない場合 | 被害 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 辛くて苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○ 本人や周囲から聞き取りを行い、精神的なダメージについての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○ いじめの原因や背景を調査し、抜本的な解決を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるようにする。 ○ いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。 |
| | 加害 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、いじめを阻止する。 ○ いじめの原因や背景を調査し、抜本的な解決を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○ 事実を冷静に確認し、子どもの言い分を十分に聞くようにする。 |
| 直接関係がない児童 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 傍観することはいじめに加担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○ 友達の言いなりにならず、自らの意思で行動することの大切さに気付かせる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てる。 ○ いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。 |

(2) 家庭や地域との取組

| | |
|---------|--|
| 各家庭での取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 子どもに関心を持ち、子どもの寂しさやストレスに気付くことができるようにする。○ 子どもが頑張った時には「褒めることのできる親に」、ダメな時には「叱ることのできる親に」を意識する。○ 家庭での約束や携帯電話・パソコン等を使うルールを話し合って決める。 |
| 地域での取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 子どもたちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子どもたち自身に、地域から守られているという安心感を持たせる。○ 子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちへの積極的な挨拶と声かけを行う。○ 近所や公園・遊び場等で子どもが困っている場面を見かけたら、積極的な声かけと学校（保護者）へ連絡をする。 |

6 いじめ対応マニュアル

(対応フロー図)



- ① 学校の対応組織づくり
 - ※いじめ・不登校対策委員会の設置
 - ※学校・家庭・地域の連携
- ② いじめの早期発見
 - ※定期的なアンケート等による実態把握
 - ※日記等
 - ※教育相談、家庭・地域との連携等
 - ※「愛の1・2・3運動+1」
- ③ 情報と認識の共有化【情報集約担当者：生徒指導主任】
 - ※正確な情報の収集と分析を行う
 - ※情報の共有化を図る
 - ※現状認識の共通理解を図る
- ④ 対策の検討
 - ※対策の検討と役割分担・調整
 - ※対応への全職員の意思の統一
 - ※関係機関との連携・調整
- ⑤ 個別の対応
 - ※いじめられた児童と保護者への対応
 - ※いじめた児童と保護者への対応
 - ※いじめの事実について、保護者間の共通認識を図る
- ⑥ 周囲の児童・保護者への対応
 - ※学級や周囲の児童への対応
 - ※学級（学年）の児童の保護者への対応
 - ※PTAとの連携・協力
 - ※地域との連携・協力
 - ※関係機関との連絡・調整
 - ※警察・病院等への連絡・調整
 - ※報道機関への適切な対応
- ⑦ 事後指導
 - ※関係者・機関等への適切な報告
 - ※長期間の継続観察と指導
 - ※事例の分析、改善策の立案
- ⑧ 体制の強化
 - ※総合的な取組体制の強化

7 いじめ調査等の記録の保存について

(1) 記録の保存期間について

いじめに関する調査のために実施したアンケートの原本等を、被害児童の卒業から少なくとも5年間は保存する。

(2) 記録の廃棄について

これらの記録の廃棄については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省、平成29年3月）に則して、被害児童・保護者に説明の上、行う。

また、個々の記録の保存について、被害児童・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定しなおすこともできる。